

「長浜市団体旅行誘客促進事業」実施要領

1. 目的

団体旅行の市内誘致を促進することによって、市内観光需要の着実な回復と観光面からの地域活性化を図るとともに、With コロナ期における新しい団体旅行の受入体制の構築を図ります。

2. 事業概要

【日帰り助成事業】

市内旅行業者が市内観光バスを利用し催行する、市内観光施設等の日帰り旅行について、ツアー参加者に応じて、助成金を交付します。

【宿泊助成事業】

旅行業者が催行する、市内観光施設等の観光と市内宿泊施設での宿泊旅行（インバウンド含む）について、ツアー参加者に応じて、助成金を交付します。

3. 催行期間

令和4年10月1日（土）～令和4年12月23日（金）（出発日）

※予算額に達した場合には、その時点で事業を終了することがあります。

※新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、事業内容を変更又は中止することがあります。

4. 助成対象者

【日帰り助成事業】

長浜市内に事業所等を有する旅行業法に基づく登録旅行業者

【宿泊助成事業】

旅行業法に基づく登録旅行業者

5. 助成条件

【共通事項】（①～③をすべて満たすこと。）

①団体旅行の参加者は8名以上であること。

②助成は団体旅行の催行毎とすること。

③新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各業界ガイドライン等に当たって、団体旅行を催行すること。

【日帰り助成事業】（①～②をすべて満たすこと。）

①市内観光バスを利用した団体旅行を企画し、催行すること。

②指定観光施設（別表）を1か所以上利用または市内飲食店（別表）で食事すること。

【宿泊助成事業】（①～②をすべて満たすこと。）

①指定宿泊施設（別表）で宿泊する団体旅行を企画し、催行すること。

②指定観光施設（別表）を1か所以上利用または、指定飲食施設（別表）で食事（宿泊を伴う食事以外）または、旅行行程に3時間以上の自由時間を設定（募集型企画旅行に限る）すること。

ただし、フリータイムは9時～18時の間に設定すること。

6. 対象旅行形態

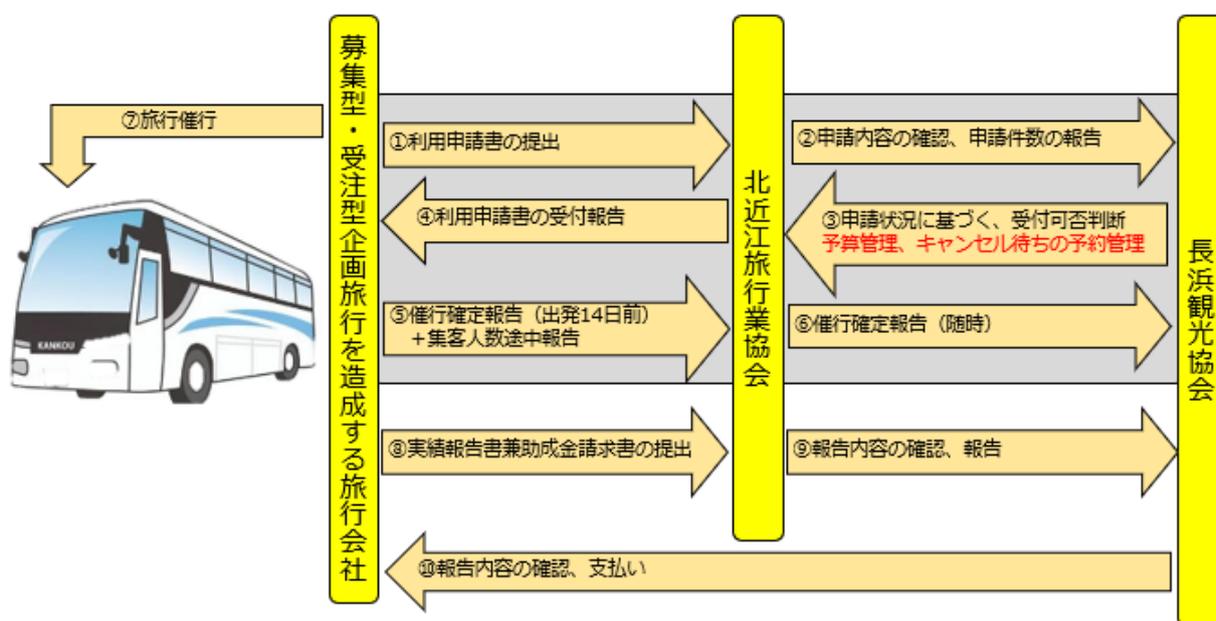
①募集型企画旅行

②受注型企画旅行（組織内募集型を含む。）

7. 助成額

項目		日帰り助成事業	宿泊助成事業
旅行参加者助成		1,000円/人	2,000円/人
宿泊旅行参加者助成	① 旅行行程に3時間以上の自由時間を設定した場合（募集型企画旅行に限る）※9時～18時の間に設定		2,000円/人
	② 市内観光バスを利用した場合		2,000円/人
	③ 首都圏発（東京都・神奈川県）の旅行を催行した場合		1,000円/人

8. 申請の流れ



9. 申請について

	ツアー催行前	ツアー催行後
期限	令和4年8月1日（月）～11月16日（金）	令和5年1月13日（金）まで
書類	利用申請書（様式第1号） 誓約書（様式第1号 別紙1） 旅行企画書（行程表） ※催行1週間前までに提出してください。	実績報告書兼助成金請求書（様式第3号） 募集チラシ等 旅行実績報告書（様式第3号 別紙1） 観光施設等利用証明書（様式第3号 別紙2） 口座振込依頼書（様式第4号） バスの最終運送引受書の写（市内バス利用）
提出先	〒526-0834 滋賀県長浜市大辰巳町43 （一社）北近江旅行業協会 TEL：0749-64-4008、FAX：0749-64-4028、E-mail： kita-ohmi@za.ztv.ne.jp	
提出後の対応	内容確認後、不備が無ければ、北近江旅行業協会から受付報告いたします。 ツアーの催行確定について報告してください。（出発14日前）	内容確認後、不備が無ければ（公社）長浜観光協会から助成金を振り込みます。（月末翌月15日払い）

10. 申請後の内容変更、中止手続きについて

①内容変更について

受付完了後に、ツアー催行日、参加人数や観光周遊施設等の変更があったとしても、助成要件を満たす範囲内での変更であれば、利用申請書の再提出は、必要ありません。

(実績報告兼助成金請求時に、利用申請額以上の助成金請求はできません。)

ただし、上記の場合であっても、受付完了後の内容と同一性を著しく失うような大幅な変更により、再度確認を必要とする場合は、北近江旅行業協会に相談の上、受付完了後の利用申請書を添付し、新たに利用申請書を提出してください。

②中止手続きについて

利用申請書の受付完了後に、旅行の中止や変更等によって助成要件を満たさなくなった場合は、速やかに北近江旅行業協会へ利用申請取下届（様式第2号）を提出してください。

③他制度との重複申請について

他制度との重複申請は可能とします。

別表

指定観光施設	市内有料観光施設 観光遊覧船、美術館、博物館、資料館、体験施設、神社仏閣、史跡、キャンプ場、リフトなど ※上記以外の有料観光施設についての助成可否は、個別に判断します。 ※対象は、1人あたりに対し入場料、拝観料等の料金が発生する観光施設とします。
指定飲食施設	(公社)長浜観光協会に加盟している市内飲食施設 ※上記以外の市内飲食施設についての助成可否は、個別に判断します。
指定宿泊施設	(公社)長浜観光協会に加盟している市内宿泊施設 ※上記以外の市内宿泊施設についての助成可否は、個別に判断します。